国会事項

調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程

調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程は、四月二十五日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　使途の報告及び公開
　第一節　使途の報告（第三条―第五条）
　第二節　使途の公開（第六条―第十三条）
第三章　残額の返還（第十四条）
第四章　雑則（第十五条・第十六条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規程は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という。）第九条第一項の調査研究広報滞在費（以下単に「調査研究広報滞在費」という。）の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査研究広報滞在費の使途）

第二条　調査研究広報滞在費は、法第九条第一項の国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために必要な費用に充てるものとし、選挙運動の費用に充ててはならない。

第二章　使途の報告及び公開

第一節　使途の報告

（報告書の提出）

第三条　法第九条第三項の報告書（以下単に「報告書」という。）には、毎年十二月三十一日現在で、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費及びこれを充てた支出に関する次に掲げる事項を記載するものとし、その日の翌日から五月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第六条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、六月以内）に、情報通信技術を利用する方法により、その報告書を提出しなければならない。

一　支給を受けた調査研究広報滞在費の総額

二　調査研究広報滞在費を充てた支出について、その総額及び次項に規定する項目別の金額並びに当該支出のうち人件費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額。以下同じ。）が一万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第五条第一号において同じ。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三　支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から当該調査研究広報滞在費を充てた支出の総額を控除した残余の額

2　調査研究広報滞在費の支出に係る項目は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、交流費、広報紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附、滞在費及びその他の経費とする。

3　報告書の様式及び記載要領は、別記第一号様式に定めるところによる。

（領収書等の写しの提出）

第四条　領収書等を徴し難い事情がある支出については、支出目的書（当該支出の目的を記載した書面をいう。次項及び第三項において同じ。）及び振込明細書（金融機関が作成した振込みの明細書であって支出の金額及び年月日を記載したものをいう。以下同じ。）の写し又は領収書等を徴し難かった支出の明細書（領収書等を徴し難い事情がある旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。第四項において同じ。）を、法第九条第三項の領収書等（以下単に「領収書等」という。）の写しとして、提出するものとする。

2　支出目的書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　別記第二号様式の文書

二　振込明細書に支出の目的が記載されている場合（議長、副議長又は議員が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）　当該振込明細書の写し

3　第一項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

4　領収書等を徴し難かった支出の明細書は、別記第三号様式によるものとする。

5　法第九条第三項の規定により報告書に添付して提出する領収書等の写しは、当該領収書等に係る支出の一件当たりの金額が一万円を超えるものに係る領収書等の写し（次条第一号の領収書等の写しで一件当たりの金額が一万円を超える支出に係るものを含む。）とする。この場合において、当該領収書等が電磁的記録により作成されていないときは、当該領収書等を複写機により日本産業規格Ａ列四番の用紙に複写したもの又は当該領収書等を画像読取装置により読み取ってできた電磁的記録としなければならない。

6　前項の領収書等の写しは、前条第二項に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

7　第五項の領収書等の写しが電磁的記録により作成されているときは、情報通信技術を利用する方法により提出することができる。

（資金管理団体に係る支出の特例）

第五条　議長、副議長又は議員が、その者がその代表者である資金管理団体（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項に規定する資金管理団体をいう。以下この条及び別記第一号様式において同じ。）に対し、次に掲げる条件を付して調査研究広報滞在費を寄附した場合には、当該資金管理団体が第二条に定める使途の範囲内でその寄附を受けた調査研究広報滞在費を充ててした支出は、当該議長、副議長又は議員が議員活動を行うためにした支出とみなす。

一　資金管理団体からその代表者である議長、副議長又は議員に対し、当該資金管理団体がその寄附を受けた調査研究広報滞在費を充ててした支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を通知するとともに、当該支出に係る領収書等の写しを送付すること。

二　資金管理団体がその年（議長、副議長又は議員が第十六条第一項の規定により報告書を提出する場合にあっては、その年の同項に規定する日までの間。以下この号において同じ。）において寄附を受けた調査研究広報滞在費の総額から、当該資金管理団体がその年において当該調査研究広報滞在費を充ててした支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額をその代表者である議長、副議長又は議員に返還すること。

第二節　使途の公開

（報告書の公開）

第六条　法第九条第四項の規定による報告書の公開は、インターネットを利用する方法により行う。この場合において、当該公開は、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該公開に係る報告書が提出された年の十一月三十日までに行うものとする。

2　法第九条第四項の規定による報告書の公開は、同項の規定により報告書が公開された日から同日以後三年を経過する日までの間、継続して行う。